

平成 27 年度虐待対応研修一覧

	研修名	受講対象	実施時期	定員
27年 4月	児童相談所長研修<前期>	新任児童相談所長 (児福法第12条の3の定めに基づき、受講が義務づけられています)	4月21日(火) ～23日(木)	80名
5月	テーマ別研修 「児童虐待と性の問題」	この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にあり、 児童虐待対応経験通算3年を満たした者 (各機関1名)	5月13日(水) ～14日(木)	140名
	児童相談所・児童心理治療施設(情短)・医療機関等医師専門研修	児童相談所医師・児童心理治療施設(情短)医師・その他の医療機関に勤務している児童虐待に携わる医師	5月21日(木) ～22日(金)	30名
6月	地域虐待対応研修企画者養成研修 —市区町村の人材育成	都道府県政令市の本庁、児童相談所、市区町村本庁等で、市区町村の児童虐待に対応する職員(市区町村の子ども家庭相談や要保護児童対策地域協議会事務局など)の専門性の向上を目的とした 人材育成体系の構築や研修の企画・実施等に携わる者	6月2日(火) ～5日(金)	80名
	児童相談所児童福祉司指導者基礎研修	児童相談所で児童福祉司や相談担当職員等の部下職員を指導する立場に就いた課長・係長もしくはこれらに準ずる職にある職員で、 児童相談所経験が5年に満たない者 (各児相1名)	6月23日(火) ～26日(金)	80名
7月	児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー研修	児童相談所経験通算5年(内児童福祉司3年、もしくは児童相談所児童福祉司指導者基礎研修に参加)を満たした児童福祉司SV	7月7日(火) ～10日(金)	80名
	地域虐待対応合同研修<山梨>	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員及び児童相談所の市区町村支援担当者等で、 児童虐待対応経験通算1年を満たした者	7月23日(木) ～24日(金)	80名
8月	教育機関・児童相談所職員合同研修	学校や教育委員会で、児童虐待対応に携わる者(経験年数の枠なし) / 児童相談所職員で 児童相談所経験通算3年を満たした者 *教育機関40名、児童相談所40名(各児相1名)	8月4日(火) ～5日(水)	80名
	児童虐待対応母子保健関係職員 指導者研修	市区町村の母子保健活動、子育て支援、児童虐待防止対策に携わる指導的立場にある保健師・助産師・看護師で、 児童虐待対応経験通算5年を満たした者 (保健所に勤務する保健師・助産師・看護師も含む)	8月25日(火) ～28日(金)	80名
9月	児童相談所児童心理司 スーパーバイザー研修	児童相談所児童心理司経験通算5年を満たした児童相談所児童心理司スーパーバイザー	9月8日(火) ～11日(金)	80名
	児童心理治療施設(情短)職員 指導者研修	児童心理治療施設で基幹的職員など指導的立場にある主任指導員、主任心理士、主任保育士等で、 児童福祉施設経験通算3年を満たした者	9月29日(火) ～10月1日(木)	40名
10月	児童相談所長研修 <後期>	新任児童相談所長 (<前期>研修と併せての受講が義務づけられています)	10月14日(水) ～16日(金)	80名
	地域虐待対応合同研修<佐賀>	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員及び児童相談所の市区町村支援担当者等で、 児童虐待対応経験通算1年を満たした者	10月29日(木) ～30日(金)	80名
11月	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で基幹的職員など指導的立場にあり 児童福祉施設経験通算5年を満たした者 (各施設1名)	11月10日(火) ～13日(金)	80名
	母子生活支援施設職員指導者研修	母子生活支援施設で基幹的職員など指導的立場にあり 児童福祉施設経験通算3年を満たした者 (各施設1名)	11月25日(水) ～27日(金)	80名
12月	市区町村虐待対応指導者研修	市区町村児童家庭相談及び要保護児童対策地域協議会において指導的立場にあり、 児童虐待対応経験通算3年を満たした者 (各機関1名)	12月1日(火) ～3日(木)	80名
	児童福祉施設指導者合同研修	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設(情短)、母子生活支援施設等の児童福祉施設及び、グループホーム、自立援助ホーム等で基幹的職員など指導的立場にある職員で、 児童福祉施設経験通算5年を満たした者 *乳児院12名、母子生活支援施設12名、その他の施設65名(各施設1名)	12月15日(火) ～17日(木)	90名
28年 1月	公開講座	子どもの虐待防止等に関心のある者	1月12日(火)	150名
	児童相談所・児童福祉施設職員合同研修	児童相談所・児童福祉施設(乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設、児童心理治療施設(情短))職員で、 児童相談所・児童福祉施設経験通算3年を満たした者 *児童相談所40名、児童福祉施設40名(各施設1名) *児童福祉施設職員については、FSWの参加を優先	1月12日(火) ～15日(金)	80名
	児童福祉司・児童心理司・一時保護所職員等合同研修	児童相談所の児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員で、 児童相談所経験通算3年を満たした中堅職員 及び児童相談所医師等 *児童福祉司30名・児童心理司30名・一時保護所職員30名・児童相談所医師等	1月26日(火) ～28日(木)	90名
2月	乳児院職員指導者研修	乳児院で基幹的職員など指導的立場にある主任保育士・家庭支援専門相談員等で 児童福祉施設経験通算5年を満たした者	2月2日(火) ～5日(金)	60名
	児童福祉施設心理担当職員合同研修	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設(情短)で 児童福祉施設心理職経験通算3年を満たした心理職 /乳児院、母子生活支援施設で 児童福祉施設心理職経験通算1年を満たした心理職 *乳児院20名、母子生活支援施設20名、その他の施設80名(各施設1名)	2月16日(火) ～18日(木)	120名
3月	テーマ別研修 「家族への支援—死亡事例から学ぶ」	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的立場にあり、 児童虐待対応経験通算3年を満たした者 (各機関1名)	3月1日(火) ～2日(水)	140名
年間	児童福祉関係職員継続研修(Web研修)	児童福祉に携わる職員で、高度専門的な知識・実務を継続的に学びたい者	6月10-11日、3月10-11日、月1回	8名
年間	児童相談所児童福祉司SV ステップアップ研修	児童相談所児童福祉司スーパーバイザーで、高度専門的な知識・実務を継続的に学びたい者	10月7-8日 2月24-25日	10名